

甲南英文学会規約

- 第1条 名称 本会は、甲南英文学会と称し、事務局は、甲南大学文学部英語英米文学科に置く。
- 第2条 目的 本会は、会員のイギリス文学・アメリカ文学・英語学の研究を促進し、会員間の親睦を図ることをその目的とする。
- 第3条 事業 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究発表会および講演会
 2. 機関誌『甲南英文学』の発行
 3. 役員会が必要としたその他の事業
- 第4条 組織 本会は、つぎの会員を以て組織する。
1. 一般会員
 - イ. 甲南大学大学院人文科学研究科（英語英米文学専攻）の修士課程の在籍者、学位取得者、および博士課程・博士後期課程の在籍者、学位取得者または単位修得者
 - ロ. 甲南大学大学院人文科学研究科（英語英米文学専攻）および甲南大学文学部英語英米文学科の専任教員
 - ハ. 上記イ、ロ以外の者で、本会の会員の推薦により、役員会の承認を受けた者
 2. 名誉会員 本会の発展に著しく貢献した者
 3. 賛助会員
- 第5条 役員 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長1名、会計2名、会計監査2名、大会準備委員長1名、編集委員長1名、幹事2名。
2. 役員の任期は、それぞれ2年とし、重任は妨げない。
 3. 会長、副会長は、役員会の推薦を経て、総会の承認によってこれを決定する。
 4. 会計、会計監査、大会準備委員長、編集委員長、幹事は、会長の推薦を経て、総会の承認によってこれを決定する。
 5. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 6. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合、会長の職務を代行する。
 7. 会計は、本会の財務を執行する。
 8. 会計監査は、財務執行状況を監査する。
 9. 大会準備委員長は、大会準備委員会を代表する。
 10. 編集委員長は、編集委員会を代表する。

11. 幹事は、本会の会務を執行する。

第6条 会計 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。なお、会計報告は、総会の承認を得るものとする。

2. 会費は、一般会員については年間3,000円、学生会員については1,000円とする。

第7条 総会 総会は、少なくとも年1回これを開催し、本会の重要事項を協議、決定する。

2. 総会は、一般会員の過半数を以て成立し、その決議には出席者の過半数の賛成を要する。

3. 規約の改定は、総会出席者の2/3以上の賛成に基づき、承認される。

第8条 役員会 第5条第1項に定められた役員で構成し、本会の運営を円滑にするために協議する。

第9条 大会準備委員会 第3条第1項に定められた事業を企画し実施する。

2. 大会準備委員は、大会準備委員長の推薦を経て会長がこれを委嘱する。定員は3名とする。

第10条 編集委員会 第3条第2項に定められた事業を企画し実施する。

2. 編集委員は、編集委員長の推薦を経て会長がこれを委嘱する。定員は、イギリス文学・アメリカ文学・英語学から若干名とする。編集委員長は、特別に専門委員を委嘱することができる。

第11条 顧問 本会に顧問を置くことができる。

本規約は、昭和58年12月9日より実施する。

この規約は、昭和62年5月31日に改訂。

この規約は、平成7年7月1日に改訂。

この規約は、平成11年6月26日に改訂。

この規約は、平成13年6月23日に改訂。

この規約は、平成17年7月3日に改訂。

この規約は、平成21年6月27日に改訂。

この規約は、平成22年7月3日に改訂。

この規約は、平成23年4月1日に改訂。

この規約は、平成28年9月11日に改訂。

この規約は、平成29年7月8日に改訂。